

スポーツ振興投票実施法の改正案

【スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案】

＜立法の背景・趣旨＞

生活保護受給者が、ギャンブルによる浪費をしてしまうおそれがある。

→ 生活保護受給者がスポーツ振興投票券を購入する行為について、スポーツ振興投票実施法において禁止すべきである。

生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととする。

※施行期日：生活保護法の一部を改正する法律の施行の日